

第2回総則検討部会次第

○平成22年6月25日(金) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター
1階 女性コーナー

1 開 会

2 前回のふりかえり (別紙 会議録参照)

3 ワークショップ

西脇市自治基本条例検討委員会 総則検討ワークショップ(第2回) 参照
(参考資料)

- ・西脇市市民憲章等
- ・市民の範囲を定めた規定(第2回総則検討部会資料)

4 その他

(1) 今後の予定

第3回総則検討部会 平成22年7月15日(木) 13時から

第4回総則検討部会 平成22年 月 日() 時から

(2) 他の部会の日程

市民自治検討部会 第3回 平成22年7月12日(月) 19:00から

第4回 平成22年9月9日(木) 19:00から

団体自治検討部会 第3回 平成22年7月14日(水) 19:00から

第4回 平成22年9月8日(水) 19:00から

5 閉 会

■検討項目

前文		
総則	目的	自治基本条例制定の目的
総則	定義	市民、市・・・・
基本理念	基本理念	西脇市のまちづくりの基本理念
基本原則	基本原則	自治体運営の基本原則
条例	位置け	最高法規性
条例	体系化	自治基本条例と他の条例との関係
条例	見直し	見直しの必要性、期間
連携	自治体間連携	他自治体(県、市・町等)、国
連携	広域連携	災害時、産業振興等
(その他)	策定プロセス	参加型 市民の総意の示し方、議決のあり方

■スケジュール

日 程	第1回	第2回	第3回	第4回
	5月31日(月) 13時～	6月25日(金) 19時～	7月15日(木) 13時～	月 日() 時～
内 容	<p>★西脇市に生きて・・・</p> <p>★こんなまちにした い・・・</p> <p>★西脇市の課題。前 向きに解決法を探ると したら・・・</p> <p>★こんな仕組みがあ れば・・・</p> <p>*基本理念・原則に つなげていきたい</p> <p>☆策定プロセス</p>	<p>★項目別の整理①</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的 ● 基本理念 ● 基本原則 ● (位置づけ) <p>● 定義すべき項 目</p> <p>★基本原則を形(キ ーワード等)にして、 他の部会に投げか ける</p>	<p>★項目別の整理②</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 位置づけ ● 体系化 ● 見直し ● 連携 <p>● 定義</p> <p>● 基本原則</p> <p>*前文に入れるべ き事項(キーワード) ↓ みんなで原案作成 (宿題)</p>	<p>★前文の検討(原 案持ち寄り)</p> <p>★条例に入れるべ き項目の整理→委 員会への提案</p> <p>☆策定プロセス</p>
運営形態	WS	WS	WS	WS

注：WS＝ワークショップ

西脇市自治基本条例検討委員会 総則検討ワークショップ (第2回)

《項目を追って考える - 自治基本条例の基盤を固める》

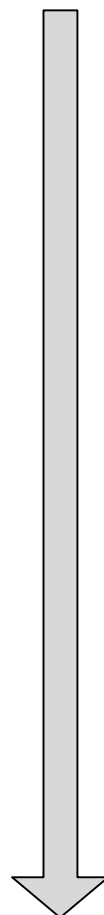
■今回のWSの目標 ⇒

- 自治基本条例の構成を念頭におきながら、
項目毎に何を盛り込むかを考える
 - ◆目的
 - ◆定義
 - ◆基本理念
 - ◆基本原則
 - ◆(位置づけ)

■今日の流れ

「西脇をどんなまちに」を、思い起こしながら

- 表に書き込んでいこう
- 他所の事例……………西脇のやりかた



次回も項目毎に…

	項目 (キーワード)	内容
◆目的		
◆定義		
◆基本理念		
◆基本原則		
◆位置け		

西脇市市民憲章

平成18年10月1日 告示第141号

西脇市市民憲章を次のように定める。

記

わたしたちの西脇市は、豊かな自然の中で、これまでの歴史・伝統・文化を大切にしながら、織物を産業の中心として栄えてきました。

わたしたちは先人たちのたゆみない努力によって築かれたこのまちを受け継ぎ、次の世代の人々が誇りと愛着を持てるふるさとにするために、新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

このまちで暮らすすべての人が、自然を愛し、互いに思いやり、支えあいながら、喜びと生きがいを実感できるよう、心豊かで魅力あふれるまちをつくるために、ここに市民憲章を定めます。

わたしたち西脇市民は

- 一 明朗で誠実な人になりましょう
- 一 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 一 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 一 青少年の夢と希望を育てましょう

西脇市「市の木」

平成18年3月25日 告示第23号

記

さくら

日本を代表する花木であり、四季を通じてさまざまな装いを見せる。咲き誇る花の麗しさと泰然とした風格を持つその姿は広く市民に親しまれています。

西脇市「市の花」

平成18年3月25日 告示第24号

記

しばざくら

織物を敷きつめたような美しい花と紅葉の柄模様は播州織の中心地である西脇市にふさわしい花です。

西脇市「都市像」

平成19年9月4日 告示第109号

西脇市「都市像」

記

人輝き 未来広がる 田園協奏都市

わたしたちのまち西脇市は、豊かな資源と多様な特性を有しており、そこに住まう人々が、ともに力を合わせ、いきいきと輝く、未来への広がりが期待できるまちです。

市民の範囲を定めた規定（第2回総則検討部会参考資料）

○ 西脇市情報公開条例

第2章 公文書の開示

第1節 公文書の開示請求等

（開示請求権）

第5条 次に掲げるものは、実施期間に対して公文書（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

○ 西脇市税条例

第2章 普通税

第1節 市民税

（市民税の納税義務者等）

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの
- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

○ 黒田庄町まちづくり基本条例（暫定施行条例）

第1章 総則

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民とは、町内に居住する者及び町内の職場に従事する者をいう。
- (2) 事業者とは、町内で事業を実施する、或いは営む個人、グループ及び任意の組合並びに法人をいう。
- (3) 行政とは、町長が、町民と協働することを業務として認めた組織又は職員をいう。
- (4) 地区とは、町民の日常生活を基本とする広がりを行い、まちづくりの単位とする。
- (5) 自治会等とは、地区のまちづくりを推進する自治会又は地区住民の総意を得て結成された協議会、委員会等をいう。

（まちづくり活動）

第3条 この条例のまちづくりとは、不特定多数の町民の暮らしと社会環境の公益に資する次の各号に掲げるサービス活動及び事業をいう。

- (1) 自然環境や生態の尊重と、地域資源の伝承・継承を通じた新たな郷土づくりのための活動
- (2) 安全で安心して暮らせる環境づくりのための活動
- (3) 子育て支援と地域福祉の向上によるコミュニティの育成・構築のための活動
- (4) 上記以外の様々なまちづくり活動

※ 暫定施行条例とは…

○ 地方自治法施行令

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

市町村合併によって廃止された条例等が新市の議会で制定されるまでの間、住民生活に不都合がないよう、それぞれの区域に限って従来の条例等の効力をもたせる措置